

山ノ内町立学校づくり準備委員会運営要領

(趣旨)

第1条 山ノ内町立学校づくり準備委員会（以下「準備委員会」という。）の運営については、山ノ内町立学校づくり準備委員会設置要綱（令和7年山ノ内町教育委員会告示6号）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(専門部会)

第2条 学校統合に関する課題の調査検討を効率的に行うため、準備委員会に次に掲げる専門部会を設ける。

- (1) 総務部会
- (2) PTA地域部会
- (3) 施設部会
- (4) 通学部会
- (5) 教育部会

2 専門部会は、部会員10名以内で組織し、準備会委員及び準備会委員の属する団体の構成員から選任し、委員長が指名した者をもって構成する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員長の指名によりこれを定める。

4 部会長は、専門部会の会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部会長は、必要があるときは、専門部会に部会員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、必要な資料の提出を求めることができる。

(所掌事務)

第3条 専門部会は、別表第1に定める事項について、専門的な調査検討を行い、その結果を準備委員会に報告するものとする。

(こども部会)

第4条 準備委員会は、こどもたちから学校統合に係る意見を聴取するため、部会を設けることができる。

2 部会は、教育委員会が設置する山ノ内町まちづくりこども委員会を当てることができる。

附 則

この告示は、令和7年3月11日から施行する。

別表第1（第3条関係）

専門部会	検討事項
総務部会	1 統合学校の校名、校歌及び校章に関すること
	2 統合学校の学校運営方針及び学校行事に関すること

P T A地域部会	1 P T A組織に関すること 2 コミュニティ・スクールに関すること
施設部会	1 学校施設等の整備に関すること 2 学校備品等の整備に関すること 3 学校統合により未利用となる校舎の利用に関すること
通学部会	1 通学方法、通学路及び通学に対する安全対策に関すること 2 通学バスの運行に関すること 3 放課後児童クラブに関すること
教育部会	1 統合学校の教育カリキュラムに関すること 2 統合学校の教育計画及び学級編成に関すること